

令和7年度 生徒会による「だれもが行きたくなる学校づくり」応援プロジェクト事業 募 集 要 項

1_趣旨

県内公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程（岡山市を除く。）並びに特別支援学校中学部の生徒会活動において、自由な発想で行う自主的な企画による活動を支援し、生徒の個性や創造力を伸ばす力を育成する。

2_対象となる活動

各学校や地域の活性化等に資する活動

【活動例】

- ・地域行事（秋祭り等）の実施
- ・新しい制服のデザイン
- ・地域の特産品を使った新商品の開発 等

3_対象となる学校数

5校とする。

なお、応募できる企画数は1校あたり1企画とする。

4_活動に対する支援

本事業に採択された学校に対し、補助金を交付する。

補助額は1校あたり、50万円を上限とする。

5_応募から決定までの流れ

第1次審査（書類）を通過した学校に対し、7月下旬に第2次審査（プレゼンテーション）を行い、8月中旬までに対象校を決定し、補助金を交付する。

6_提出書類

（1）生徒会による「だれもが行きたくなる学校づくり」応援プロジェクト事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定める以下の様式

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）

（2）連絡票（別紙1）

7_提出期限

令和7年6月27日（金）

8_提出先・提出方法

岡山県教育庁義務教育課に電子メールにより提出する。

Email : gimu@pref.okayama.lg.jp

9_審査

(1) 第1次審査として、書類による審査を行う。

(2) 第1次審査の審査項目及び審査基準は、次のとおりとする。

審査項目	審査基準
企画の適合性	事業計画書に記載された内容が目的にあった企画であるか。
予算の妥当性	収支予算書に基づいて、予算が適切に設定されているか。

(3) 第1次審査を通過した生徒会に対して、プレゼンテーション（10分以内）による第2次審査を行い、補助金交付者及び補助金交付額を決定する。

(4) 第2次審査の審査項目及び審査基準は、次のとおりとする。

審査項目	審査基準
計画した事業の内容	・本事業の趣旨を踏まえて、独創性豊かな計画が立てられているか。 ・一時的ではなく将来的にも学校全体や地域社会に対する貢献度が高い計画であるか。
表現の工夫	・資料や機器を効果的に用い、話の要点や根拠を明らかにしたり、中心となる事柄を強調したりするなど、聞き手に分かりやすく伝えることができているか。 ・目的や状況、相手に応じて話すことで、話し手の考えを正確に伝え、聞き手の理解を深めようとしているか。
実現への熱意	・生徒会から「必ず実現させたい」という熱意が感じられるプレゼンテーションであったか。 ・自由な発想で行う自主的な企画であるか。

(5) 第1次審査の結果及び第2次審査の日程等（令和7年7月26日（土）開催予定）は、学校を通して通知する。

(6) 第2次審査の結果は、令和7年8月中旬までに学校を通して通知する。

10_その他

- (1) 補助金は、採択された学校の生徒会が属する学校へ交付する。なお、振込口座は、学校長名義の学校口座又は、生徒会の口座がある場合は、その口座とする。ただし、生徒会の口座については、代表者の名義が学校長又は担当教員となっているものに限る。
- (2) 補助金の概算払いを希望する場合、事業内容の変更等は、補助金交付要綱に定めるとおりとする。
- (3) 採択された学校の生徒会は、補助事業の実施開始から完了までの様子を10分程度の動画にまとめ、実績報告時に提出すること。

令和7年度生徒会による「だれもが行きたくなる学校づくり」応援プロジェクト事業
Q & A

Q 1 第1次審査の結果は、いつわかりますか。

A 1 第1次審査が終わり次第、7月中旬までに学校に通知する予定です。第2次審査の準備期間が短いことをご了承ください。

Q 2 第2次審査のプレゼンテーションは、どのように準備すればよいですか。

A 2 プレゼンテーションの際は、様式第2号に基づいて、生徒会が企画した事業の「①目的」、「②内容」、「③スケジュール」について説明できるようにしておいてください。プレゼンテーションの形式に特別な決まりはありません。会場にはスライドで発表できるようにインターネット環境を整えており、パソコン、プロジェクタ、スクリーンを設置しています。ポスター形式で発表しても構いません。

Q 3 本校では秋頃に生徒会執行部が新しく改選されます。旧生徒会執行部のメンバーが引き続き事業に関わることは、可能ですか。

A 3 旧生徒会執行部も生徒会の一員です。引き続き事業に関わることに問題はありません。

Q 4 第2次審査には、何人まで参加することができますか。

A 4 会場の都合上、5名まででお願いします。5名を超えそうな場合は、早めに義務教育課までお知らせください。

Q 5 計画を進めている途中で変更が生じた場合や、計画が中止となった場合は、どのようにすればよいですか。

A 5 事業に変更や中止が生じた場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式4号）に記入し、義務教育課へご提出ください。

Q 6 2年かけて達成する事業を計画することは、可能ですか。

A 6 事業の補助金は、年度内の活動の実績に対して支給されます。